

新	旧
茨城県テニス協会会則 昭和35年9月21日制定	茨城県テニス協会会則 昭和35年9月21日制定
第1章 名称・事務所 以下(略)	第1章 名称・事務所 以下(略)
第2章 目的と事業 以下(略)	第2章 目的と事業 以下(略)
第3章 組織 (組織) 第5条 本協会は、県内に在住又は県内に所属するテニスクラブ、学校体育団体、会社、団体、事業所体育会等をもって組織する。また、本協会の事業を推進するため、支部を置く。 2 前項の規定にかかわらず、 <u>県内に在住又は県内に在勤する個人会員を置くことができる。</u>	第3章 組織 (組織) 第5条 本協会は、県内に在住又は県内に所属するテニスクラブ、学校体育団体、会社、団体、事業所体育会等をもって組織する。また、本協会の事業を推進するため、支部を置く。 2 前項の規定にかかわらず、個人会員を置くことができる。
第4章 役員 (役員) 第6条 本協会に、下記の役員を置く。 会長:1名 副会長:若干名 理事長:1名 副理事長:若干名 委員長:若干名 常務理事:若干名 理事:45名以内(理事長、副理事長、委員長、常務理事を含む) 監事:2名 事務局長:1名 2 本協会には、下記の役員を置くことができる。 名誉会長:1名 顧問:若干名 参与:若干名 副会長代理:若干名 理事長代理:若干名	第4章 役員 (役員) 第6条 本協会に、下記の役員を置く。 会長:1名 副会長:若干名 理事長:1名 副理事長:若干名 委員長:若干名 常務理事:若干名 理事:40名以内(理事長、副理事長、委員長、常務理事を含む) 監事:2名 事務局長:1名 2 本協会には、下記の役員を置くことができる。 名誉会長:1名 顧問:若干名 参与:若干名
以下(略) (委員長) 第9条 委員長は、理事の互選により選出し、会長がこれを委嘱する。 2 委員長は、委員会を代表し、会務を執行する。 3 副委員長は、委員長が会長の承認を得て選出し、会長がこれを委嘱する。	以下(略) (委員長) 第9条 委員長は、理事の互選により選出し、会長がこれを委嘱する。 2 委員長は、委員会を代表し、会務を執行する。
以下(略) (名誉会長、顧問、参与、副会長代理、理事長代理) 第12条 名誉会長、顧問及び参与は、総会の承認を経て、会長が推戴又は委嘱する。 2 副会長代理は、総会で推挙する。 3 理事長代理は、理事の互選により選出し、会長が委嘱する。	以下(略) (名誉会長、顧問、参与) 第12条 名誉会長、顧問及び参与は、総会の承認を経て、会長が推戴又は委嘱する。
以下(略) (理事会、常務理事会) 第17条 理事会は、会長、副会長、副会長代理、理事長、理事長代理、副理事長、委員長、常務理事、理事及び監事をもって構成し、総会の決定事項を処理する。 2 常務理事会は、会長、副会長、副会長代理、理事長、理事長代理、副理事長、委員長及び常務理事をもって構成し、理事会決定事項を処理する。	以下(略) (理事会、常務理事会) 第17条 理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、委員長、常務理事、理事及び監事をもって構成し、総会の決定事項を処理する。 2 常務理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、委員長及び常務理事をもって構成し、理事会決定事項を処理する。
以下(略) 付則 本改正会則は平成28年4月24日から施行し、平成28年4月1日から適用する。	以下(略) 付則